

岩沼市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、岩沼市有料広告掲載に関する要綱（平成21年告示第6号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「窓口用封筒」とは、発行した各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒の表裏面に広告が印刷された封筒をいう。

(設置)

第3条 無償提供を受けた窓口用封筒は市役所、岩沼市西公民館、岩沼市玉浦公民館、その他市が指定する場所に設置するものとする。

(設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市長は窓口用封筒を無償提供するもの（以下「無償提供者」という。）と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(製作上の注意事項)

第5条 窓口用封筒を製作する無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 無償提供者は、封筒の数量、納品時期及び場所等について市長の指示に従うものとする。

4 無償提供者は、市の業務内容を窓口用封筒に掲載する場合は、市長の指示に従うものとする。

(広告主)

第6条 無償提供者が募集する広告主は、市内に活動拠点を持つ法人その他の団体又は個人とする。

(広告の内容)

第7条 窓口用封筒に掲載できる広告は、要綱第3条に定めるところによるほか次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもので、封筒の使用者に迷惑をかけるおそれがあるもの

イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの

ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いにしたもの

エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるもの

オ 表現が誇大で事実と異なるもの

カ 広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

- (2) 窓口業務の遂行に支障を及ぼすもの
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (4) 暴力団等の非合法組織もしくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告
- (5) 差別を助長するおそれのあるもの
- (6) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

(無償提供者の募集方法)

第8条 無償提供者の募集の周知は、広報及びホームページに掲載して行う。

2 募集期間、その他募集について必要な事項は、募集要項で定める。

(窓口用封筒の無償提供の申込み)

第9条 窓口用封筒の無償提供をしようとするものは、前条第2項において定める募集要項に基づき、広告入り窓口用封筒無償提供申込書(第1号様式)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(窓口用封筒の無償提供の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その結果を前条の規定に基づき、窓口用封筒の無償提供の申込みをしたものに対し、広告入り窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、複数の無償提供者からの申込みがあった場合は、抽選により決定するものとする。

(確認書の締結)

第11条 市長は、前条の規定に基づき無償提供者の決定をしたときは、窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、無償提供者と確認書を取り交わすものとする。

(問題発生時の対応)

第12条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(中止)

第13条 市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不適切と認めるときは、窓口用封筒の提供を中止するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の製作及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月22日から施行する。